建設･特定目的事業費要求明細書［平成１５年度当初・　　月補正］　　主管課　福祉課

事業名	成年後見制度利用支援事業	継続・新規	補助対象事業費新規・継続の財源率	国 %	県 ７５ %	起債充当率	その他	一般 ２５ %	

事業費及び財源内訳	区分	事業費	補助対象事業費	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	本年度（補正前）	４１２			３０９			１０３
	前年度（補正額）	０			０			０
	比　較（計）	４１２			３０９			１０３

現況・施工の理由・効果等

介護保険サービス、障害者サービスの利用の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

（介護予防・生活支援事業）

歳出科目	３款	１項	３目	補助金交付決定の時期	３月	事業実施の時期	４月～　３月

節	本年度（補正前）	前年度（補正額）	比　較（計）	説明・積算基礎等
１２ 役務費	７６	０	７６	通信運搬費 切手代　4,000 円×1 人＝4,000 円
				登記手数料　4,000 円×1 人＝4,000 円 申立て手数料　600 円×1 人＝600 円 診断書料　12,000 円×1 人＝12,000 円 鑑定費用　55,000 円×1 人＝55,000 円 合計　71,600 円
２０ 扶助費	３３６	０	３３６	後見人費用 28,000 円×1 人×12 ヶ月＝336,000 円

事業内容

1　成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

2　成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

①　利用対象者　次のいずれにも該当する者

ア　介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者

イ　町が、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２７条の３の規定に基づき、民法（明治２９年法律第８９号）第７条（後見開始の審判）、第１１条（保佐開始の審判）、第１４条第１項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

ウ　後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

②　助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部